

一般社団法人長野県資源循環保全協会入会金及び会費規程

平成25年4月1日制定

(入会金)

第1条 入会金は、次のとおりとする。

(1) 会 員 50,000 円

(会 費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

会 員 の 区 分	金 額
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項の許可を受けているもの 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第1項の許可を受けているもの	年額 60,000 円
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項(ただし、中間処理に限る。)の許可を受けているもの 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第6項(ただし、中間処理に限る。)の許可を受けているもの 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項あるいは第14条の4第6項の許可を併せて受けているものを含む。(ただし、中間処理に限る。)	年額 96,000 円
1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項(中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。)の許可を受けているもの 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第6項(中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。)の許可を受けているもの 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項あるいは第14条の4第6項の許可を併せて受けているものを含む。(中間処理及び最終処分又は最終処分に限る。)	年額 120,000 円
1 産業廃棄物を排出するもの 2 本会の事業に関連する個人または団体等	年額 30,000 円

(入会金及び会費の納入)

第3条 定款第6条により入会を認められた者は、本会の発行する請求書により、指定の期限までに入会金を納入しなければならない。

2 会費は、当該年度分を前期、後期の2回に分けて、本会の発行する請求書により納入しなければならない。

3 会費は、前期は4月から9月までの6か月分とし、後期は10月から3月までの6か月分とする。

4 第2項について、口座払いによる申し出があった者については、会員の口座から振替により納入するものとする。

5 年度の中で入会した会員にあっては、第2条に規定する金額を12で除した額に当該年度の残り月数(入会金を納入した日の属する月から起算する。)を乗じて得た金額のうち第3項の期間分を、本会の発行する請求書により、指定の期限までに納入しなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人長野県資源循環保全協会定款施行の日から施行する。